

第19回 砂川市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和7年1月24日（金）午後1時30分から午後2時10分

2. 開催場所 砂川市役所 2階 中会議室

3. 出席委員（13人）

会長	13番	関尾 一史		
委員	1番	片桐 幸示	2番	渡部 延三
	3番	高橋 凌	4番	竹田 安宏
	5番	菊地 匡	6番	井上 善博
	7番	笹島 敏彦	8番	渡邊 達郎
	9番	猿渡万里子	10番	角丸 章
	11番	小野寺一晃	12番	垣野 芳博

4. 欠席委員（0人）

5. 議事日程

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第2号 農業年金に関する申請について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	野田 勉
事務局次長	上山 哲広
事務局事務係長	佐々木也一
事務局事務係主事	本間 龍太

7. 会議の概要

事務局次長 皆様、お疲れ様です。定刻となりましたので、これより第 19 回砂川市農業委員会定例総会を始めたいと思います。

はじめに、本日の総会の出席委員数は、砂川市農業委員会規則第 6 条の規定による定数を満たしておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

それでは、会長よりご挨拶をいただき、以降、会長のお手元で議事進行をお願いいたします。

会長 <開会挨拶>

議長 はじめに、本日の議事録署名人の指名ですが、議席番号 11 番の小野寺一晃委員と、12 番の垣野芳博委員です。よろしくお願ひいたします。

それでは、報告に入ります。

報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」事務局より説明願います。

事務局 では、報告第 1 号をご説明いたします。議案の 1 ページをお開きください。こちらは、農地の相続による権利移動になります。案件は 1 件です。

1 番、届出者は、[REDACTED]。土地の所在は、西 1 条南 22 丁目 125 番 3、地目は公簿・現況とも田、面積は 302 m²、以下、記載のとおり計 16 筆、面積 30,013.14 m²で、令和 6 年 10 月 20 日、相続により所有権を取得したものです。本件は、[REDACTED] が亡くなられたことにより、息子さんである [REDACTED] が相続したものです。こちらの農地は、現在、[REDACTED] と賃貸借が今年の 12 月末まで結ばれております。12 月 19 日に届出を受理して、12 月 20 日に受理通知を交付、あっせんの希望は無し、既に専決処分としています。18 ページに、第 1 号図を添付しておりますので参照いただければと思います。以上です。

議長 只今、報告第 1 号の説明がありましたが、ご質問等ございませんか。
全員 なし。

議長 質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 それでは、本件を承認いたします。

事務局 続きまして、報告第 2 号「農業者年金に関する申請について」事務局より説明願います。

事務局 では報告第 2 号をご説明いたします。議案の 2 ページをお開きください。案件は 3 件です。

1 件目、農業者年金死亡関係届が、令和 6 年 9 月 15 日に [REDACTED]
[REDACTED] が亡くなられことに伴い、奥様である、[REDACTED]
より届出されました。

2 件目、農業者年金住所変更届が、令和 6 年 12 月 23 日に [REDACTED]
[REDACTED] より届出されました。こちらは、砂川市内での異動になります。

3 件目、農業者老齢年金裁定請求が、令和 6 年 12 月 25 日に [REDACTED]
[REDACTED] より届出されました。これら 3 件とも、既に専決処分としましたことをご報告いたします。以上です。

議長 只今、報告第 2 号の説明がありましたが、ご質問等ございませんか。
全員 なし。

議長 質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。
全員 異議なし。

議長

それでは本件を承認いたします。

続きまして、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」事務局より説明願います。

事務局

では報告第3号をご説明いたします。議案の3ページをお開きください。案件は1件です。1番、貸主が [REDACTED]、借主は [REDACTED]

[REDACTED]、土地の表示は西豊沼240番1、公募・現況とも田、面積31,139m²の1筆です。契約内容は、農地法第3条の規定による賃貸借を設定していたもので、その期間は、令和2年3月1日から令和7年2月28日、合意成立日は令和6年12月23日、土地の引き渡しの時期は本日です。

本案件は、貸主の意向により、解約に至ったものであり、この後、議案第2号において他の方との利用集積計画の提案をさせていただきます。以上、報告とさせていただきます。

議長

只今、報告第3号の説明がありましたが、ご質問等ございませんか。

全員

なし。

議長

質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

全員

異議なし。

議長

それでは本件を承認いたします。

続きまして、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より提案願います。

事務局

では、議案第1号をご説明いたします。議案の4ページをお開きください。

出し手・貸主は [REDACTED]、受け手・借主は [REDACTED]

[REDACTED]です。受け手の経営面積は、田が184,427m²、畠が1,458m²の計185,885m²で、労働力は3名になります。対象となる土地の表示は、富平45番1、地目は公簿・現況とも田、面積8,808m²、以下、5ページに跨りまして記載のとおり計33筆、面積185,885m²です。図面は19ページと20ページに、第2号図を添付しており、使用貸借の期間は、令和7年1月24日から令和17年1月23日までの10年になります。この申請理由について、貸主の方は、「農業後継者である娘に経営移譲するため」、借主の方は、「経営移譲を受け、安定した農業経営にあたりたい」とのことです。受け手である [REDACTED] は、出し手である [REDACTED] の後継者・娘さんであり、令和5年4月1日から親元就農しており、先ほど申しした理由により、今回使用貸借するに至りました。この案件に関する法令に定める要件の確認については、別紙1に調査書を添付していますとおり、必要な要件を全て満たしているため、決定できる案件です。以上、議案第1号の説明になります。ご審議をお願いいたします。

議長

只今、議案第1号の説明がありましたが、ご質問等ございませんか。

全員

なし。

議長

質問・意見がないようですので、本件を許可してよろしいですか。

全員

異議なし。

議長

それでは異議なしと認め、本件を許可することといたします。

続きまして、議案第2号「旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」、まず1番を審議いたしますが、受け手が [REDACTED] となっておりますので、農業委員会法第31条に規定されている「議事参与の制限」により、 [REDACTED] は、審議終了までご退席をお願いします。

< [REDACTED] 退席 >

議長

それでは、事務局より提案願います。

事務局

では、議案第2号の1番をご説明いたします。議案の6ページをお開きください。こちらは、再契約になります。計画番号は令和6年度使第5号、広告予定年月日は本日、申出者は農地流動化推進員 渡部延三さん、出し手・貸主は、[REDACTED] の外、記載のとおり、[REDACTED]

[REDACTED] 、合わせて3名です。受け手、借主は[REDACTED]

[REDACTED] 、農地の所在等は、宮城の沢41番1、地目は公簿が畠で現況が田、面積27,459m²の1筆、対価は無償、期間は令和7年1月24日から令和9年12月31日までの3年、当事者間の法律関係は使用貸借、図面は21ページ、第3号図に示しております。この案件の要件確認は、別紙2に調査書を添付していますとおり、必要な要件を全て満たしているため、決定できる案件です。

この案件に関する補足ですが、出し手の名義について、土地の名義が平成27年に亡くなられた[REDACTED]のままとなっておりますので、今回も法定相続人である配偶者と息子さん2名、合わせて3名による契約となります。以上、1番のご説明といたします。ご審議をお願いいたします。

議長

全員

議長

全員

議長

只今、議案第2号の1番の説明がありましたが、ご質問等ございませんか。なし。

質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

異議なし。

それでは本件を決定することといたします。

では、ここで[REDACTED]に着席していただきます。

<[REDACTED]着席>

議長

続きまして、議案第2号の2番を審議いたしますが、受け手が[REDACTED]となっておりますので、[REDACTED]は、審議終了までご退席をお願いします。

<[REDACTED]退席>

議長

事務局

それでは、事務局より提案願います。

では議案第2号の2番をご説明いたします。議案の7ページをお開きください。再契約です。計画番号は令和6年度賃第9号、広告予定年月日は本日、申出者は、農地流動化推進員、小野寺一晃さん、出し手・貸主は、[REDACTED]

[REDACTED]、受け手・借主は、[REDACTED]、農地の所在等は空知太116番、地目は公募が宅地で現況が田、面積264.46m²、以下、記載のとおり計2筆、面積14,847.46m²、対価は推進員による調整により年額73,920円、これは水張面積に単価5,600円を乗じた額になります。支払期限等は、11月末までに指定口座に振り込むこととし、期間は令和7年1月24日から令和8年12月31日までの2年間、法律関係は賃貸借、図面は22ページ、第4号図に示しております。この案件の要件確認は、別紙3の調査書のとおり全ての要件を満たしているため、決定できる案件です。

以上、2番のご説明といたします。ご審議をお願いいたします。

議長

井上委員

只今、議案第2号の2番の説明がありましたが、ご質問等ございませんか。はい。

はい、井上委員。

期間が令和8年までというのには、何か意味がありますか。

前回に結んでいた期間が2年間で、今回、どうしますかとなったとき、前回と同じ条件でということでしたので、令和8年になっています。

よろしいですか。

議長

井上委員

分かりました。ありがとうございます。

- 議長 その他に何かございませんか。
- 渡部委員 契約期間なのですが、これは何年以内とか、期間に決まりがあるのですか。
- 事務局 特に大きな決まりはなかったと思いますが、あまり長い期間ですと相場も変わってきます。5年とか結んでいらっしゃる方もおられます。
- 事務局長 先程の10年というのは、親から子へ経営移譲する際によく使われています。使用貸借で10年、それが切れた後、また10年というように、亡くなられてから相続するということでやっているので。それに倣い10年ということです。
- 年金の関係で、10年以上貸借していないと経営移譲年金を受給できないというルールがあるので、高齢者が第三者・経営を引継ぐ人に貸す場合、10年以上、10年という形で貸す、あとはお互いの話し合いで決めているということがあります。
- 議長 よろしいでしょうか。
- 渡部委員 はい。
- 議長 その他何かご質問等ございませんか。
- 全員 なし。
- 議長 それでは他に質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。
- 全員 異議なし。
- 議長 それでは異議なしと認め、本件を決定することといたします。
- 議長 では、ここで [REDACTED] に着席していただきます。
- < [REDACTED] 着席 >
- 議長 それでは、議案第2号の3番から5番について、事務局より提案願います。
- 事務局 では議案第2号の3番をご説明いたします。議案の8ページをお開きください。再契約です。計画番号は令和6年度使第6号、広告予定年月日は本日、申出者は、農地流動化推進員、関尾一史さん、出し手・貸主は、[REDACTED]、受け手・借主は、[REDACTED]、農地の所在等は吉野1条南1丁目3番44、地目は公募・現況とも畠、面積 4,812 m²、以下、記載のとおり計2筆、面積 4,958.5 m²、対価は無償、期間は令和7年1月24日から令和8年12月31日までの2年間、法律関係は使用貸借、図面は23ページ、第5号図に示しております。この案件の要件確認は、別紙4の調査書のとおり全ての要件を満たしているため、決定できる案件です。
- 続きまして、議案の9ページをお開きください。再契約です。4番、計画番号は令和6年度賃第10号、広告予定年月日は本日、申出者は、北光袋地地区農用地利用改善組合 組合長、菅原久さん、出し手・貸主は、[REDACTED]、受け手・借主は、[REDACTED]、農地の所在等は北光151番3、地目は公募・現況とも畠、面積 1,560 m²、以下、記載のとおり計3筆、面積 14,422 m²、対価は推進員による調整により年額 187,480 円、これは地積に単価 13,000 円を乗じた額になります。支払期限等は、11月末までに指定口座に振り込むこととし、期間は令和7年1月24日から令和7年12月31日までの1年間、法律関係は賃貸借、図面は24ページ、第6号図に示しております。この案件の要件確認は、別紙5の調査書のとおり全ての要件を満たしているため、決定できる案件です。
- 続きまして、議案の10ページをお開きください。再契約です。5番、計画番号は令和6年度賃第11号、広告予定年月日は本日、申出者は、農地流動化推進員、菊地匡さん、出し手・貸主は、[REDACTED]、受け手・借主は、[REDACTED]、農地の所在等は北光220

番3、地目は公募・現況とも田、面積 6,148 m²の1筆、対価は推進員による調整により年額 43,000 円、これは地積に単価 7,000 円を乗じた額になります。支払期限等は、11月末までに指定口座に振り込むこととし、期間は令和7年1月24日から令和11年12月31日までの5年間、法律関係は賃貸借、図面は25ページ、第7号図に示しております。この案件の要件確認は、別紙6の調査書のとおり全ての要件を満たしているため、決定できる案件です。

以上、議案第2号の3番から5番までの説明といたします。ご審議をお願いいたします。

議長

只今、議案第2号の3番から5番までの説明がありましたが、ご質問等ございませんか。

全員

なし。

議長

質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

全員

異議なし。

議長

それでは異議なしと認め、本件を決定することといたします。

続きまして、議案第2号の6番を審議いたしますが、受け手が [REDACTED] となっておりますので、[REDACTED] は、審議終了までご退席をお願いします。

< [REDACTED] 退席 >

議長

それでは、事務局より提案願います。

事務局

では議案第2号の6番をご説明いたします。議案の11ページをお開きください。再契約です。計画番号は令和6年度賃第12号、広告予定年月日は本日、申出者は、農地流動化推進員、猿渡万里子さん、出し手・貸主は、[REDACTED]

[REDACTED]、受け手・借主は、[REDACTED]

[REDACTED]、農地の所在等は北光297番1、地目は公募・現況とも田、面積 17,174 m²、以下、記載のとおり計5筆、面積 39,664 m²、対価は推進員による調整により年額 411,950 円、これは水張面積に単価 11,000 円を乗じた額になります。支払期限等は、11月末までに指定口座に振り込むこととし、期間は令和7年1月24日から令和11年12月31日までの5年間、法律関係は賃貸借、図面は26ページ、第8号図に示しております。この案件の要件確認は、別紙7の調査書のとおり全ての要件を満たしているため、決定できる案件です。

以上、議案第2号の6番のご説明といたします。ご審議をお願いいたします。

議長

只今、議案第2号の6番の説明がありましたが、ご質問等ございませんか。

全員

なし。

議長

質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

全員

異議なし。

議長

それでは異議なしと認め、本件を決定することといたします。

では、ここで [REDACTED] に着席していただきます

< [REDACTED] 着席 >

議長

それでは、議案第2号の7番と8番について、事務局より提案願います。

事務局

では議案第2号の7番をご説明いたします。議案の12ページをお開きください。再契約です。計画番号は令和6年度賃第13号、広告予定年月日は本日、申出者は、農地流動化推進員、高橋凌さん、出し手・貸主は、[REDACTED]

[REDACTED]、受け手・借主は、[REDACTED]

[REDACTED]、農地の所在等は東豊沼340番1、地目は公募・現況とも田、面積 4,614 m²、以下、記載のとおり計6筆、面積 32,644 m²、対価は推進員による調整により年額 326,440 円、これは地積に単価 10,000 円を乗じた額になります。支

支払期限等は、11月末までに指定口座に振り込むこととし、期間は令和7年1月24日から令和8年12月31日までの2年間、法律関係は賃貸借、図面は27ページ、第9号図に示しております。この案件の要件確認は、別紙8の調査書のとおり全ての要件を満たしているため、決定できる案件です。

続きまして、議案の13ページをお開きください。こちらは、新規の案件です。8番、計画番号は令和6年度賃第14号、広告予定年月日は本日、申出者は、西豊沼南地区農用地利用改善組合 組合長、東英男さん、出し手・貸主は、[REDACTED]、受け手・借主は、[REDACTED]

[REDACTED]、農地の所在等は西豊沼183番、地目は公募・現況とも田、面積6,942m²の1筆、対価は組合長と推進員による調整により年額88,800円、これは水張面積に単価12,000円を乗じた額になります。支払期限等は、11月末までに指定口座に振り込むこととし、期間は令和7年1月24日から令和7年12月31日までの1年間、法律関係は賃貸借、図面は28ページ、第10号図に示しております。この案件の要件確認は、別紙9の調査書のとおり全ての要件を満たしているため、決定できる案件です。

この案件について、今回、賃貸借の期間を1年としておりますが、1年後は売買を行う予定であり、現在[REDACTED]の方で、売買を行うための手続きを進めております。

以上、議案第2号の7番と8番のご説明といたします。ご審議をお願いいたします。

議長
只今、議案第2号の7番と8番の説明がありましたら、ご質問等ございませんか。

全員議長
なし。

全員議長
質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

議長
異議なし。

議長
それでは異議なしと認め、本件を決定することといたします。

事務局
続きまして、議案第2号の9番を審議いたしますが、受け手が[REDACTED]となっておりますので、[REDACTED]は、審議終了までご退席をお願いします。

議長
<[REDACTED]退席>

事務局
それでは、事務局より提案願います。

では議案第2号の9番をご説明いたします。議案の14ページをお開きください。こちらも、新規の案件です。計画番号は令和6年度賃第15号、広告予定年月日は本日、申出者は、西豊沼南地区農用地利用改善組合 組合長、東英男、出し手・貸主は、[REDACTED]、受け手・借主は、[REDACTED]

[REDACTED]、農地の所在等は西豊沼178番1、地目は公募・現況とも田、面積4,980m²、以下、記載のとおり計4筆、面積37,531m²、対価は組合長と推進員による調整により年額409,200円、これは水張面積に単価12,000円を乗じた額になります。支払期限等は、11月末までに指定口座に振り込むこととし、期間は令和7年1月24日から令和7年12月31日までの1年間、法律関係は賃貸借、図面は28ページ、第10号図に示しております。この案件の要件確認は、別紙10の調査書のとおり全ての要件を満たしているため、決定できる案件です。この案件についても、今回、賃貸借の期間を1年としておりますが、1年後は売買を行う予定です。

以上、議案第2号の9番のご説明といたします。ご審議をお願いいたします。

議長
渡部委員
只今、議案第2号の9番の説明がありましたが、ご質問等ございませんか。
ここは令和6年まで何をしていたの。

事務局 以前砂利を掘っていたところで、昨年は [] が作業委託を受けており、今回の契約となりました。

議長 よろしいですか。

渡部委員 はい。

議長 その他何かご質問等ございませんか。

全員 なし。

議長 それでは質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 それでは異議なしと認め、本件を決定することといたします。

議長 では、ここで [] に着席していただきます。

議長 < [] 着席>

事務局 それでは、議案第2号の10番について、事務局より提案願います。

議長 では議案第2号の10番をご説明いたします。議案の15ページをお開きください。こちらも、新規の案件です。計画番号は令和6年度賃第16号、広告予定年月日は本日、申出者は、西豊沼西地区農用地利用改善組合 組合長、伊藤政勝さん、出し手・貸主は、[]、受け手・借主は、[]、農地の所在等は西豊沼 240番1、地目は公募・現況とも田、面積 31,139 m²の1筆、対価は組合長と推進員による調整により年額 353,760 円、これは水張面積に単価 12,000 円を乗じた額になります。支払期限等は、11月末までに指定口座に振り込むこととし、期間は令和7年1月24日から令和9年12月31日までの3年間、法律関係は賃貸借、図面は29ページ、第11号図に示しております。この案件の要件確認は、別紙11の調査書のとおり全ての要件を満たしているため、決定できる案件で、当該農地は、先程合意解約を報告させていただいた農地になります。

議長 以上、議案第2号の10番のご説明といたします。ご審議をお願いいたします。

議長 只今、議案第2号の10番の説明がありましたが、ご質問等ございませんか。

全員 なし。

議長 質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 それでは異議なしと認め、本件を決定することといたします。

議長 本日の議題は以上ですが、全体を通して委員の皆様から何かございませんか。

全員 なし。

議長 それでは、特にないようですので、「その他事項」に入ります。

議長 では、事務局より説明願います。

1. 議会関連等報告（事務局長）
2. 令和6年度空知農業委員会連合会第2回役員会（事務局）
 - ・日 時 2月4日（火） 13:30～
 - ・場 所 深川市役所 3階 大会議室
 - ・出席予定者 関尾会長、野田事務局長
3. アンケート調査の実施（事務局）
 - ・アンケート
 - (1) 農地流動化、農業振興地域整備計画の見直しに関する調査
 - (2) 有害鳥獣による農作物被害の調査

- ・実施方法 委員各位が担当地区の農業者に配布・回収
- ・提出期限 2月中旬

4. 「地域計画」および「農業振興地域整備計画」に係る勉強会（事務局）
・本日の定例総会終了後に開催します。

5. 活動記録簿の提出（事務局）

- ・農業委員として行った活動を記入し、1月分を事務局に提出してください。
- ・データで提出する方は、メールに添付し事務局へ送信してください。
(メールアドレス : nogyo@city.sunagawa.lg.jp)

6. 協議会報告（協議会長）

議長 只今の報告でご質問等ございませんか。

全員 なし。

議長 特ないようですので、次回の日程を確認したいと思います。

次回の総会は、令和7年2月25日、火曜日の午後1時半からですのよろしくお願いします。

それでは、最後に一言ご挨拶申し上げて閉会したいと思います。

<議長挨拶>

以上で本定例総会を閉会します。お疲れ様でした。

会長

署名委員

署名委員